

議第48号

高山市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

高山市税条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要し議会を招集して議決を経る時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年4月30日専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月11日提出

高山市長 國島芳明

高山市条例第1号

高山市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月30日

高山市長 國島 芳明

高山市税条例の一部を改正する条例

高山市税条例（昭和30年高山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>付 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第15条の3 （略） 2～15 （略）</p> <p>（読替規定）</p> <p>第20条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第67条第6項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</p> <p>（読替規定）</p> <p>第25条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第156条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>付 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第15条の3 （略） 2～15 （略）</p> <p><u>16 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。</u></p> <p>（読替規定）</p> <p>第20条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第67条第6項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>（読替規定）</p> <p>第25条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、<u>第15条の3又は第61条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第156条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで<u>若しくは第61条</u>」とする。</p>

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第29条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(付則第34条第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第93条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第34条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第29条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(付則第34条第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第93条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第34条 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第35条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。